

速報**新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ****市民の皆さまへ**

市民の皆さまには、日頃、新型コロナウイルス感染症の感染防止について、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本県では、5月25日の緊急事態宣言解除後の7月4日に約2カ月ぶりに感染者が確認されて以降、これまで6例の感染が確認されております。また、首都圏を中心に全国的に感染が急拡大しており、社会経済への不安が増しております。

東京都においては、夏休み期間の各地への旅行を控えるよう都民に対し求めています。また、山形県においても都道府県をまたぐ不要不急の移動について控えるよう要請されております。これからお盆や夏休みの時期を迎え、帰省等で来市される方が多くなる時期です。県外で暮らすご親族との再会を心待ちにしていることと思います。これまで県内で発生した事案にも、首都圏などから地元に来県した方が家族や友人に感染を広げたケースが多く見られます。

市民の皆さまには、こうした状況をご理解のうえ、ご親族などのお盆や夏休み中の県外からの帰省について、家族とよく話し合い、慎重にご検討をいただきますようお願いいたします。

あらためて感染防止の基本となる「新しい生活様式」を着実に実践のうえ、ご自身や周囲の大切な方々の命と健康を守るため、皆で支えあい、力を合わせて、新型コロナを乗り越えてまいりましょう。

1 「新しい生活様式」の実践

「三つの密（密閉、密集、密接）」の回避をはじめ、身体的距離の確保やマスクの着用、こまめな手洗いを実践しましょう。

2 感染が確認されている地域への移動は慎重に

東京都など感染が増加傾向にある地域への不要不急の移動について、感染状況が落ち着くまでの間、できるだけ控えてください。また、訪問先でも「三つの密」を避けるなど、感染防止に留意しましょう。

3 業種別の感染拡大予防ガイドラインの遵守

事業者の皆さまは、「三つの密」の回避や消毒液の配置など、それぞれの業種別ガイドラインに沿った感染防止策を徹底しましょう。

令和2年7月30日

尾花沢市長 菅 根 光 雄

生活福祉資金（特例貸付）の貸付決定を受けている方へ

山形県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金（特例貸付）の貸付決定を受けている世帯へ県産米はえぬき1世帯当り60kgを支給します。該当されている世帯へ8月以降に支給申請書が送付されますので、貸付決定を受けていることが分かる書類（貸付決定通知書の写し等）を添付して福祉課までお申し込みください。

◆福祉課社会福祉係【22-1111（内線171）】